

温室効果ガス等の排出抑制に向けた電気自動車等の普及促進に関する協定

三田市（以下「甲」という。）とファブスコ株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社イーファシリティ（以下「丙」という。）は、電気自動車等環境性能に優れた自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進し、市域における自動車からの二酸化炭素排出抑制及び大気環境の向上を図ることにより、低炭素社会をはじめとする環境への負荷の少ない社会の構築を目指して連携協力するため、ここに協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携協力し、電気自動車等の普及を促進することにより、三田市域からの温室効果ガス等の排出抑制を図ることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から平成36年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から3ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも協定解除の申し入れがないときには、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協力事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するために次の事項について連携協力する。なお、各号に関する具体的な内容については、甲乙丙協議のうえ決定する。

- (1) 電気自動車等の普及促進及び啓発活動に関する事項
- (2) 電気自動車等充電設備（以下「充電設備」という。）の設置及び管理に関する事項
- (3) その他甲、乙及び丙が必要と認める事項

（充電設備の構成）

第4条 丙が設置を計画する充電設備は、次のとおりとする。

- (1) 急速充電器 三箇所(3台)
- (2) 充電設備案内看板、表示 各箇所一式

（充電設備の設置）

第5条 甲は、別表に定める負担区分に応じ丙が前条に定める充電設備を甲が管理する公共施設等の敷地内に設置することを認める。

- 2 甲は、丙が充電設備の運用、点検及び補修に要する費用の範囲内で利用者から充電設備利用料を徴収することを認める。
- 3 第1項の公共施設等は、別表に定める施設とし、具体的な設置場所については甲乙丙協議のうえ決定する。
- 4 公共施設敷地等の使用については、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産目的外使用許可によるほか、甲が賃借する土地については別途契約による。

5 充電設備を設置するための工事及び設置に伴う必要な改修については、甲の承認を受けて丙がこれを行う。

(協定の解除)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除する。

(1) 甲が第5条第4項の行政財産目的外使用許可を取り消したとき又は更新しなかったとき

(2) 乙又は丙が本協定書の各条項に違反したとき

2 前項の場合において、乙及び丙は本協定の解除によって生じた損失を甲に請求することができない。

(紛争の解決)

第7条 充電設備の運用に起因して、第三者との紛争が生じた場合は、乙及び丙がこれに対処する。

(その他)

第8条 本協定に定めない事項、疑義が生じた事項又は変更を必要とする事項については、甲乙丙協議のうえ決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成30年6月12日

甲 三 田 市
三田市長

乙 ファブスコ株式会社
代表取締役

丙 株式会社イーファシリティ
代表取締役

別表 急速充電器設置対象施設における業務及び分担

設置対象施設	① 市役所横市営駐車場			
	② ふれあいと創造の里駐車場			
	③ カルチャータウン地区センター駐車場			
業務区分	記号	内 容	甲が 実施(負担)	乙又は丙が 実施(負担)
設置場所使用	A	行政財産目的外使用許可	○	
	B	市賃借地にかかる転貸借契約	○	○
充電設備 ※必要な付随設備を 含む	C	電気配線		○
	D	急速充電器本体		○
	E	(照明器具)		○
	F	(車止め及びバリケード)		○
案内表示	G	充電設備案内看板		○
	H	駐車スペース地面表示		○
	I	管理規定及び料金表		○
設置工事	J	本体及び付随設備設置工事(電気工事含)		○
	K	案内看板、表示等設置工事		○
維持管理	L	本体(及び照明設備)電気料		○
	M	充電設備利用料の収受		○
	N	定期点検		○
	O	故障修理		○
	P	消耗品交換		○
	Q	(警備費、通信費)		○
	R	緊急対応(連絡等初期対応)	○	
	S	緊急対応(停止操作及び運用の再開)		○
	T	充電設備に対するクレーム対応		○
U	充電設備動産保険、賠償責任保険		○	
原状回復	V	行政財産使用許可及び転貸借契約解消時 (C~Iの項目)		○
連絡調整	W	充電設備の設置及び運用に関すること	○	